

○群馬県認定こども園の認定基準に関する条例

平成十八年十二月二十七日条例第五十九号

改正

平成一九年一月二五日条例第七五号  
平成二二年一月二四日条例第六四号  
平成二四年 三月二七日条例第二六号  
平成二六年一〇月一七日条例第六四号  
平成二七年一月二二日条例第八五号  
平成二八年 三月三一日条例第六四号  
平成三〇年 六月二六日条例第六五号  
令和 五年 三月二二日条例第六号

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例をここに公布する。

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

イ 幼稚園教育要領（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園教育要領をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

ロ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

（1）当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

（2）当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

二 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

三 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（職員配置等）

第三条 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。

2 満三歳以上の子どもであって一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する四時間程度の利用時間については、満三歳以上の子どもで学級を編制し、各学級ごとに専任の職員を一人以上置かなければならない。この場合において、一学級の子ども数は、三十五人以下を原則とする。

3 認定こども園には、多様な機能を一体的に提供するため、一人の認定こども園の長を置かなければならない。この場合において、当該認定こども園の長は、これを構成する幼稚園又は保育所等の長が兼ねることができる。

（職員資格）

第四条 前条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の四に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

2 前条第一項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条に規定する免許状をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を併有する者とする。ただし、これらを併有する者が困難であるときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者としてすることができる。

3 前条第二項の規定により学級に置かなければならない職員（以下この項において「学級担任」という。）は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教

員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、学級担任とすることができる。

- 4 満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事者とする事ができる。
- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理運営を行う能力を有しなければならない。

(施設設備)

第五条 法第三条第三項に規定する幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。

- 一 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- 二 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 2 認定こども園の園舎の面積(満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第四項において同じ。)は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、同項本文(満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び第九項)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第二項本文に規定する基準を満たすときは、満三歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の面積については、この限りでない。
- 5 第三項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第一号に掲げる基準を満たすときは第二号に掲げる基準を満たすことを要せず、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、同号に掲げる基準を満たすときは第一号に掲げる基準を満たすことを要しない。
  - 一 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
  - 二 次の表に掲げる面積に、満二歳以上満三歳未満の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

- 6 第三項の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。
  - 一 子どもの移動時の安全が確保されていること。
  - 二 子どもが安全に利用できること。
  - 三 利用時間を日常的に確保できること。
  - 四 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
  - 五 前項の屋外遊戯場の面積の基準を満たすこと。
- 7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園には、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
  - 一 子どもに対する食事の提供に関する責任が当該認定こども園にあり、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意義務を果たし得る体制が確保され、調理業務等を受託する者との契約において必要な事項が定められていること。
  - 二 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、必要な配慮が行われること。
  - 三 調理業務等を受託する者については、衛生面、栄養面等に関して調理業務等を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
  - 四 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への対応、必要な栄養素量の給与等に配慮して、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
  - 五 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を認定こども園が作成し、当該計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 8 第三項の規定にかかわらず、幼稚園型認定こども園であって、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う子どもの数が二十人に満たないものは、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えることにより、調理室を設けないことができる。

- 9 認定子ども園において満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。  
(教育及び保育の内容)
- 第六条 認定子ども園における教育及び保育の内容は、法第六条に基づき幼保連携型認定子ども園教育・保育要領(法第十条第一項の規定により内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定により厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づかなければならない。
- 2 認定子ども園における教育及び保育は、全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、次の各号に掲げる機能が一体として展開されると認められるものでなければならない。
- 一 満三歳以上の子どもに対する学校教育法第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供
  - 二 家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供
- 3 認定子ども園は、子どもの発達の状況等に応じ、具体的な教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活を送ることができるように環境を構成し、並びに子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。
- 4 認定子ども園における教育及び保育の実施に当たっては、子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定子ども園に固有の事情に配慮するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 認定子ども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にすること。
  - 二 教育及び保育を一体的に提供するため、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せもつ教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成をするとともに、年、学期、月、週及び日ごとの指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。
  - 三 園舎、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、子どもの健康及び安全の確保、生活の安定等を図ること。
  - 四 認定子ども園の職員は、当該認定子ども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。
  - 五 子どもの発達及び学びの連続性を確保するため、小学校及び義務教育学校との連携を図ること。  
(職員の資質向上等)
- 第七条 認定子ども園は、研修の実施等により、職員の資質向上等を図らなければならない。  
(子育て支援)
- 第八条 認定子ども園における子育て支援事業については、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。
- 一 認定子ども園の教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てに必要な資質、能力等の向上のための支援を行うこと。
  - 二 認定子ども園は、市町村等との連携により、地域の子育て支援に関する需要に応じていくこと。
  - 三 保護者が子育て支援事業の利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
  - 四 職員は、研修等により子育て支援に必要な能力<sup>かん</sup>を涵養し、その専門性及び資質を向上させていくこと。
  - 五 地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)等と連携する等、様々な地域の人材を活かしていくこと。  
(管理運営等)
- 第九条 認定子ども園は、全ての職員の協力を得ながら、一体的な管理運営を行わなければならない。
- 2 認定子ども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定子ども園の長が定めなければならない。
- 3 認定子ども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 4 認定子ども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報を公開しなければならない。
- 5 認定子ども園は、児童福祉及び家庭環境の観点から特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。この場合において、認定子ども園は、市町村との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 6 認定子ども園は、子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。
- 7 認定子ども園は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。
- 8 認定子ども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。
- 9 認定子ども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。
- 10 認定子ども園は、子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。
- 11 認定子ども園は、管理運営等について、市町村等と十分な連携を図らなければならない。
- 12 認定子ども園は、事業の安定性及び継続性を保持するために必要な資産を有しなければならない。
- 13 認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をしなければならない。  
(委任)
- 第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(職員資格に関する特例)
- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第三条第一項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、第四条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、第三条第一項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 3 第四条第一項及び第四項(同項ただし書の規定を適用する場合を除く。附則第五項及び第七項において同じ。)の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。)をもって代えることができる。
- 4 第四条第二項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者(同項ただし書の規定を適用する場合においては、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者。次項及び附則第七項において同じ。)については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第四条第一項及び第四項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者並びに同条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 第四条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一項本文の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	第四条第一項及び第四項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	第四条第二項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第四条第一項及び第四項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者並びに同条第二項の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者
附則第六項	第四条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

附 則(平成十九年十二月二十五日条例第七十五号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成二十二年十二月二十四日条例第六十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年三月二十七日条例第二十六号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年十月十七日条例第六十四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第三条の見出しの改正規定、第四条第二項の改正規定(「子どもの」の下に「教育及び」を加える部分を除く。)、第五条第一項の改正規定(「(以下「建物等」という。))」を削る部分に限る。)、同条第二項の表の改正規定、同条第四項ただし書の改正規定(「幼保連携型認定こども園、」を削る部分を除く。)並びに同条第八項第三号、第六条第二項及び第九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日の前日において現に存する改正法による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第七条第一項に規定する認定こども園(この条例による改正前の第二条第一号に規定する幼保連携型認定こども

園を除く。)の職員配置については、施行日から起算して五年間は、この条例による改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則(平成二十七年十二月二十二日条例第八十五号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年三月三十一日条例第六十四号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年六月二十六日条例第六十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和五年三月二十二日条例第六号)

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、認定こども園において、改正後の第九条第九項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えて同条第八項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

---